

### 第36回滋賀県ヨシ群落保全審議会の議事録

日 時：令和3年1月18日(月) 14:00～16:00

場 所：滋賀県庁北新館5階 5-A会議室  
(大津市京町4丁目1番1号)

出席委員：15名中14名出席(五十音順)

出 席：大久保委員 太田委員 門田委員 金子委員 佐野幸子委員  
佐野高典委員 高橋委員 高間委員 野間委員 深町委員  
堀田委員 松田委員 村田委員 脇田委員(会長)

欠 席：真田委員

議 題：(1)ヨシ群落保全審議会におけるこれまでの議論について  
(2)ヨシ群落基本計画の改定素案について  
(3)その他

(事務局)

委員の皆様におかれましては何かとご多用のところご出席いただきまして誠にありがとうございます。ただいまから、第36回滋賀県ヨシ群落保全審議会を開催させていただきます。それでは、開会に先立ちまして、滋賀県琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課 技監の三和よりご挨拶申し上げます。

<あいさつ>

本日の出席状況について報告します。

本日、14名の方々にご出席をいただいております。審議会の委員総数15名の過半数に達しております。本審議会が成立していることをここに、ご報告いたします。

続いて、本日の資料を確認させていただきます。資料につきましてですが、まず次第、そして、資料1、資料2-1から2-5、参考資料1、そして、本日追加させていただきました追加資料1、あとコクヨ工業滋賀さんのほうから、気候変動アクション環境大臣表彰の資料、淡海環境保全財団さんのシンポジウムの案内、こういったところで、資料を構成しております。

重ねてですが追加資料1というものを、本日追加しております。会場の方々には紙配布させていただいておりますけれども、リモートの方々におかれましては、本日の朝、直前での配布となっておりますので、説明の際にはZOOMでの画面共有という形で説明させていただきたいと思っております。追加資料1につきまして、画面共有を使いながらしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、本日会場のほうでご発言をいただく皆様におかれましてマイクを使わせていただくこととなりますけれども、その際ですね、配布しているウェットシートでございますので適宜使っていただいて、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

資料のほうについて過不足等、よろしいでしょうか。そうしましたら、早速ではございますけど議事のほうに入らせていただきたいと思います。

議事の進行につきましてはヨシ条例施行規則の第22条第2項の規定に基づきまして、会長にお願いいたします。

(脇田委員)

皆さんこんにちは。お元気ですか、不安な中、これだけたくさんの方にお集まりいただきまして、安心しております。

早速ですが、議題1「ヨシ群落保全審議会におけるこれまでの議論について」事務局のほうからご説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

いします。

(事務局)

滋賀県庁琵琶湖保全再生課の西井と申します。本日、担当させていただきますようにお願いいたします。

資料1をご覧ください。「ヨシ群落保全審議会におけるこれまでの議論について」でございます。第35回審議会ですけれども、令和2年10月12日に開催いたしましたして、ヨシ活動によるCO<sub>2</sub>回収量算定ツールの取組についてご紹介しました。

この取組については、さらに進めていこうということになっております。それから、そのCO<sub>2</sub>ですけれども、化石燃料の代替として、使うことでも排出量の削減効果が期待できるんじゃないかというご意見もいただきました。それから、ヨシの利用パターンとか、そういったことをもっとふやしていかないといけない、ご意見をいただきました。

前回の主な議題でありますヨシ群落保全基本計画の改定に対して、様々な意見をいただきました。造成から維持管理ですとか、保全に取り組む地域の思いですとか、特異的な取組というような、ご意見をいただきました。このことについては、参考資料1のほうでもまとめておりますので、また見ていただきたいと思います。それから、ヨシ群落の開発についての評価ですとか、議論の仕組み、そういったものも、必要ではないかというご意見をいただきました。

これ以前の審議会ですけれども、それについては前回も説明しておりますので省略させていただきます。以上になります。

(脇田委員)

はい、ありがとうございます。

ただいまの説明のあったこれまでの議論について、この後の議論にも関係いたしますし、今まで皆さんのそれが、計画の改定の中にどれだけ生かされているか。注意深く確認いただきたいと思います、思うのですけれども、このほかにも、前回の審議会より、皆さん何かいただいたと思うのですけれども、このほか追加するものとかですね、よくわからないよっていうところございましたらお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

大丈夫でしょうか。時間はたっぷりあるので、ただ沈黙がずっと続くのが耐えられないので、もういいのかなと思うのですけど、いかがでしょうか。大丈夫ですか。

割に皆さんと、気持ちを一つにして、ここまでやってきたような、私個人的にはそういうつもりがありますので、今から、いかがなものかっていう意見が出てくるはずはないというふうに思っているのですけど、それでも、何かもし、重要な見落としがありますよっていうことであれば、遠慮なく、教えていただければ

と思いますけど、いかがでしょうか。どうぞ。

(野間委員)

資料の計画のほうには反映されていると思うのですが、前回の議論で、大事だと思いますのは、量から質を重視する姿勢というものが、方針として大きかったのではないかと思います。この資料では、ちょっとわからない印象を持ちます。

(脇田委員)

どうでしょう。量から質へという、前回以前からも議論は、そういう文言で言ったかどうかは別にして、そういう議論はやってきているわけですけど。事務局のほうから、今のお尋ねに対して何かございますか。追加の説明等あれば、どうぞおっしゃってください。

(事務局)

琵琶湖保全再生課の西井です。量から質ということですが、確かにご意見いただきまして、その方向で進めているところです。資料1の文言としましては、造成から維持管理へという言葉にちょっと置き換えたような形になっております。

この後の議論に出ますけれども、造成というのは、まさにこのヨシ群落を、量的なものをふやしていくという取組でございました。維持管理というのはそもそもあるヨシ群落を質的に向上させていこうと、もしくは維持していこうということが維持管理に当たりますので、量から質へという、議論そのものは変わらないですけど、言葉として、ちょっと造成、維持管理という言葉に置き換えていることがありますので、記載については、少し工夫して量や質ということが入るように考えていきたいと思っておりますけれども、基本的な考えとしては入っている。ちゃんと認識しておりますので、よろしくをお願いします。

(脇田委員)

野間先生いかがですか。

(野間委員)

ありがとうございます。

計画に反映されているので、大きなことではないですが、前回の議事概要に当たるものが、間に合わなかったというか、先日、送っていただきましたので、ここに、いちいちの項目として記載されていないのかなということで、了解しました。

今日のように、今後も議論を振り返るために、使われるのであれば、次回はここに、前回、前々回と同様ぐらいには、項目としても具体的に上げられたらよいのではないかなと思いました。

(脇田委員)

ちょっとインパクトとして弱いということですかね。量から質への転換というのは。

(野間委員)

量から質へというのは、実際にどういう形で記載するのかは、検討したうえで記載したほうが良いのではと思うのですが、前回の審議会の内容としては、5つの項目というのは少ないのかなと思いますし、議事録をまとめる中で、第34回と同様ぐらいには、ここに書かれて、将来への記録としても残されたほうが、そのような使い方のほうが良いのかなと思います。

(脇田委員)

ありがとうございます。事務局何かありますか。

(事務局)

前回、前々回ぐらいに、充実させた記述に、次回の、審議会ですっかり振り返るようにしたいと思います。今回の審議会につきましては、参考資料ということでつけたので、ここはあっさりとしたところですが。次回の審議会ですっかり反映させていただきたいと思います。

(脇田委員)

ありがとうございます。今のですね、野間先生の、ご指摘に加えれば、ヨシ群落での開発について、これについても野間先生ご意見されて、深町先生からもご意見いただいて、同じ地域のヨシ群落といっても、立場によって見え方、とらえ方が全然違うので、そういう視点っていうか、価値づけが、違う方達がちゃんと話し合うコミュニケーションをする仕組みとか場が必要ですよっていう、そういう意味ですよ、深町先生。

だから、そういうことの必要性をこの際、そんなこと言い出したら、これの記載行がすごく増えてくるので、事務局がちゃんとわかって、今後の展開にちゃんと生かしていただければ、これからのヨシ群落の保全に関して、すごく重要な点だと思いますので、よろしくお願いします。それでは皆さん、よろしいでしょうか。ほかございますか。それではですね。

以上のことを踏まえまして、本日の議題を進めていきたいというふうに思います。議題2ですね、ヨシ群落基本計画の改定素案について、資料2—1です。それから資料2—2ですけども、この二つについて、事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

説明させてもらいます。手元にお配りしました追加資料1本日配布しておりますけれども、それに沿って、まず基本計画の改定のポイントということで話します。

まず前回、それ以前の審議会からのご意見いただきまして、今回の基本計画の

改定としてのポイント、右下にありますように、量的な造成から質的な維持管理へ、先ほど野間先生がおっしゃいました量的なものから質的なものへ、ということ、それから、地域を支える持続的な取組が大切ではないか、というご意見、そしてSDGsへの貢献、大きく三つをポイントとしてあげております。

全体ですけれども、上のほうに戻りまして、ヨシ群落の現状としまして、ヨシ群落の面積ですけれども、琵琶湖、内湖とともに、回復もしくは維持されている状態となってきたということがあります。ただその中で、質的ということでヤナギの面積比率が増加してきたこと。また、環境としまして、水位変動ですとか、砂の供給含めて自然の条件の変化が起こってきた。オオバナミズキンバイといった侵略的外来水生植物がヨシ群落に侵入してきた。それから企業ですとかボランティア、NPO等の保全活動への参画が非常に盛んになってきた。こういうヨシ群落事業を取り巻く現状がありました。社会情勢としましては、種の保護ですとか生態系の保護というのが、かつて、あったのですけれども最近では、持続可能な循環共生型社会へということで、いかに活かしていくかという視点が大きくなってきました。それから、持続可能な目標SDGsというものも一つの考え方として、提唱されております。

それから、琵琶湖の保全及び再生に関する法律というものも出来ました。また、CO<sub>2</sub>ネットゼロという取り組みも進んでおります。こういった社会情勢、それからヨシ群落の現状というものを合わせて、今回の計画の改定、前回も示しましたけれども、現状と課題への対応、それから、滋賀県の上位計画であります第5次滋賀県環境総合計画の考え方、これを一つ大きく取り上げていこうということで、環境と経済社会活動をつなぐ健全な循環というものを目指して取り組んでおりますので、これを計画改定の視点としまして、まとめております。

これまでの課題ですけれども、ヨシ群落の基本計画、それからこれまでの取組の課題といたしまして、大きく5つ挙げております。ヨシ群落の質的な変化への対応、先ほども言いましたけれども、量的に面積的には回復してきたけれども、質的に問題があるのではないか。以前の計画ですと、画一的なこの理想像を求めるような、ヨシ群落の保全を進めておりましたけれども、それがちょっと限界に来ているのかなど。それから、地域としまして、少子高齢化ですとか、その地域のヨシ群落へのかかわりが、より縮小されてきた。以前は、行政主体の地域協議会というものを作って、いろいろ議論しながら、地域で活動しておりましたけれども、これもなかなか難しい状況。それから県のヨシ群落保全に関する、事業量の縮小ということで、維持管理、全県的にかつては行ってきましたけれども、この事業では限界が来ているのではないか。という課題があります。

それから、企業等のヨシ群落の保全活動への参加が非常に多くなってきたんですけれども、なかなか企業さんとしても、民間団体さんとしても、始めにくい

ですとか、ちょっと定着しにくいというような課題もございます。

また、ヨシですとか、ヤナギが多くなったものの活用が進まない。この活用が進まなければ、ヨシ刈り等の活動も、なかなか行き詰まってしまうというところがあります。

こういった課題を、今後、解決していくために今回の基本計画に盛り込んで、先ほども言いましたけれども、量的な造成から質的な維持管理へという基本計画に組み込む、それから地域を支える持続的な取組へということで、それぞれの地域に応じたヨシ群落の保全、多様なヨシ群落がありますので、地域、地域で、考えて、その地域の特性に応じた保全をしていこう。

それから、地域のみだけではなかなか限界もありますので、企業ボランティア等の地域の外の力を活かしていこうということです。そしてヤナギ、ヨシを地域資源として、これも循環利用していこうということも挙げております。

保全活動を行う上で、先ほどからもありますけれども、効果を可視化して、前向きに、持続的な取組につながるような、可視化していこうということもポイントにあります。これらを通じて、SDGs の考え方にも貢献していこうということ、この計画の中に盛り込んでいる大きなポイントになります。

資料 2-1 ですけれども、1 枚もので、このヨシ群落基本計画ですけれども、条例第 9 条に基づくものですので、条例で定める事項というのが載っております。今回新しくするという事は、計画の改定ということもありますので、現行を基本として、現行の記述を変えていくという作業になっております。

今回、基本計画改定の主な内容とその反映ということで、左側に先ほど言いましたポイントですとか、改定の内容を書いております。右側に計画の反映箇所ということで、この計画で、どこに当たるのかということを書いております。

まず、次のページを見ていただいて、資料 2-2 になりますけれども、条例 9 条に基づきますので、序文から第 1、第 2、第 3、第 4、第 5、第 6 と決まっております。「第 1 基本的・総合的方針」それから「第 2 保全事業」、「第 3 環境学習・自然観察」、「第 4 有効な利用」、「第 5 執行体制」、「第 6 その他の重要事項」、と項目が決まっておりますので、先ほど言いますポイントを、それぞれ書いてある場所に反映していくという作業をして、この改定の素案をつくっております。

資料 2-1 です。どこに書いてあるのかについては右側に記載しています。左側、下線が引いてありますのは、前回の審議会もしくはそれ以前の審議会での意見を反映しています。①から⑰まであります、これはまた後ほど説明いたします。

大きくは、1、2、3、4 とあり、「現状と課題、社会情勢等の反映」それから「造成から維持管理へ」量から質へということになりますけれども、それから「持続的な取組へ」ということで、それぞれの内容を反映させているところです。

例えばですけれども、①のヨシ群落の面積回復っていうのは、「第 1 基本的・

総合的方針」に書いてあります。1については①から⑥、「第1基本的・総合的方針」に、記述が反映されている。⑤、⑥ですと、「地域特性に応じた多様なヨシ群落とその働き」それから「上位計画の考え方」は、序文に入っております。

2の「造成から維持管理へ」ですけれども、面的な造成から質的な維持管理ということで、「第2保全事業」、それから「第1基本的・総合的方針」のところにも入っています。今回、持続的な取組というところは、各章、第2ですとか第1それから第3、「第4有効な利用」ですとか「第5執行体制」、もう少し細かいところに、反映するというようになっております。

ちょっと、抜けているのが、⑮「つながる・支える・知らせる」の視点、これ審議会で、以前からいただいているのですが、これがちょっと反映か所がわからなくなっているのですけれども。これ「第5執行体制」のところ、ありますので、⑮と⑯と合わせた形で、なっております。ちょっとその片括弧が抜けておりますけれども、しっかり入っておりますので、ご注意ください。

4の「SDGs」についてはですね、「第6その他」重要事項のところ、反映しております。ということで大きくはですね、基本計画改定ですけれども、審議会でいただいた意見を、「造成から維持管理」や、それから「地域を支える持続的な取組へ」と、さらにSDGsについていうことに、それぞれ分けまして、それぞれの章に反映させていくという作業をしております。大きな考え方としては、以上になります。いったんここで、説明終わります。

(脇田委員)

議会で決めた条例の下にある計画なので、ここで、みんなで相談してこうしようっていうアイデアでも、なかなか、そうは出来ないとのようです。

それで、事務局のほうでも苦勞して、委員の皆さん方のご意見を、この計画の条例で定められた計画の枠組みの中に、うまくこう、何ていうのですかね。入れていくといいますか、挿入して違和感のないような形で、全体をまとめる作業をしていたということだと思います。

何かご質問、ご意見ございましたら、どうぞよろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。リモートの委員の皆様、ご遠慮なくください。どうぞよろしく。いかがでしょうか。はいどうぞ。

(佐野高典委員)

前回ちょっと欠席していたのですけれども。これまでの課題の中でも指摘されているように、ヨシやヤナギの活用が進まない、こういう文言が入ってくるのですが、一方では、改定のポイントとしては、地域資源としての循環利用と。なるほど、言葉的にはすばらしいですが。

具体的に、こうして生活様式が変化してきた、昔はこのヨシでもですね、カヤ葺きのカヤに変わるヨシを使ってきた。あるいは、ヨシのすだれを活用した生活



様式があったわけで、その物の姿を見かけないようになったのですが、地域資源として循環利用していきましょとあるのですが、具体的にどういう循環利用を図ろうとされているのか、その辺の考え方はありますか。

(脇田委員)

お願いします。

(事務局)

ご指摘のように、昔どおりの活用の仕方というのは、かなり難しいところがあるかと思っております。

ヨシにつきましてもその活用というのは、もともと、育てて、守るとあわせて使っていくということで、条例の当初からもその考えを持っていた中で、ヨシ紙であるとか、腐葉土という形で、これまで、努力はしてきたとこなんですけれど、ただ、やはりヨシ刈りとして出てくるヨシが、ただ単にゴミとして出てくる、いらぬものとして扱うということだと、それがまた持続的な取り組みをするにあたり、ネックになってくるということがあります。

そういうのが、実はこれと同じ構図で、水草に関しても、長らく同じことを言われていまして、ここ数年、企業などのアイデア、ニーズなどを支援して、製品開発という支援の取組をさせていただいております。そうした中でも難しいなと思いつながら、販売につながる形での質を向上させる。あと水草をガラス工芸品へというように、当初、想定出来なかったところの成果まで来ております。

この計画改定の後、我々としては、そういった水草で出た成果と同じスキームの中でヨシに関しても、何か、企業の力も使いながら、地域資源といいながらも地域で全部さばかなければいけないというような地域資源というよりは、地域で価値のあるもの、厄介者ではなく価値のあるものとしての地域資源という言葉の使い方をしていきますけれども、何らか、経済にのる形で、使えるようにするということと技術開発支援というところを取り進められたらなと考えているところです。

(脇田委員)

はいどうぞ。

(佐野高典委員)

わかりました。昔はヨシ原というと、入札までして、その冬のヨシの業者を決めたというような時代が半世紀ほど前にはあったのです。それを今、言ったような、ヨシ葺き、カヤ葺きの家に使ったりしていた。ヨシは刈ることによって、来年、太い茎にだんだんなってくるということで。こういう利用がなければ、なかなかボランティア的にも刈ることが出来ない。

大津市の湖岸では、市民活動でヨシを刈って、琵琶湖開きの時には、ヨシ松明いわゆる風物詩の一つとして定着してきたんですが、財政状況厳しい中で、補助

金がなくなったということで、大分、燃やしているというところは少ないのですが、今、ご説明あったように、なるほど紙やヨシ笛であったり、いろんなどころに利用すればいいのですが、紙と言っても、名刺をつくったり、いろいろと試行錯誤はされてきたけれども、余り普及してこなかった。

あるいはもうヨシ笛に使っていただいても、僅かなヨシでしか要らないというようなことで、理想的には循環活用というのがベストですが、なかなか現実的には難しい。そこら辺の開発というかですね。利用価値が上がるような、循環利用ということ、具体的な例を示しながら考えなきゃいけないというような気がしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(脇田委員)

ありがとうございます。

今日は欠席ですけど、ヨシ職人の真田委員が、建築資材として、屋根じゃなくて壁面なんか使っている事例もご紹介いただいたりしました。何か利用するというと、今、佐野委員おっしゃったように、わりにパターンが決まっている発想しか出てこないものですから、そういう従来のパターンを超えるような、そんなことにも使えるの。そんな業界で、資源として使えるような、利用の仕方があるのという道がね、開いてくるといいじゃないのかなっていうご意見だと思うのですが、この点に関してほかの委員の皆さんも何かご意見ございましたら、おっしゃっていただきたいのですが、いかがですか。どうぞ。

(村田委員)

野鳥の会の村田と申します。前回欠席しましたので、今までの流れとか、そういうなんを含めて、聞いていたのですけれども、一応野鳥の会の立場として、ちょっと議論と食い違うところはあるかもしれませんが、意見を言わせていただきたいと思います。

ヨシを利用するっていうことに対して、話が進んでいると思うのですけれども、野鳥の会としては、自然保護の観点から、ヨシ群落そのものの価値っていうのを維持していくところが、必要じゃないかというふうに思っております。

野鳥の会では、今回もそうですけども、1月に野鳥の水鳥調査っていうことを、毎年行っております。昨日までで、一度まとめるという形で、今年も、カウント調査をやってきました。それで琵琶湖は、日本でも大体生息数でいえば4番目か5番目ぐらいの生息数を育てています。特に湛水の大きな水面ということで、水鳥の生息場所としては非常に重要なところです。

そういう意味で、ラムサールの条約の湿地としても指定されているわけです。その環境を維持管理、守っていくっていうことが、私たちの使命であり、それを大きく訴えていこうという考え方は私たちも持っております。

そういったことで、カウントして感じていくことのひとつちょっと、エピソード

として、やっぱり、抽水ヨシ、要するに水につかった状態のヨシっていうのが、水鳥の生息場所として非常に重要な側面を持っています。

陸地になってしまったヨシ刈りの対象になる、ヨシなんかにも、もちろん水鳥の、またそれから小鳥の生息場所として重要なのは、もちろんなのですけれども、場所によっては、ヨシ刈りされることが、水鳥と対する影響というのが非常に懸念される部分もあるということもちょっと、感じております。

全部するなというような意味ではないですけれども、場所によっては、広大なヨシ原を維持しておく。そのまま維持しておくっていうところがあってもいい。それはヨシ原の風景とか、そういったものが、琵琶湖としても重要だろうし、そういったところが景観をつくり、また、野生生物の保護につながっていくということは、もちろんのことだろうと思っています。

それから、ヨシ群落自体に価値があるっていう、そのままの状態でね。ただ、今先ほども言われていたように遷移の関係でヤナギが侵入し、結果的には陸地化していく。それとしては、自然としてはしょうがない部分も含んでいますけれども、やっぱり近年の富栄養化や水位管理、そういったものによって、変わってくる部分もあるのではないかなというふうには思っています。

だから質の高いヨシ群落を維持していくということは、非常に重要なことと、私どもも考えております。私どもは、もともと、やっぱり野鳥の会ということで、鳥の部分の観点になってくるわけなのですけれども、そういった意味で、鳥だけっていうものではなくって、ヨシやそういった、ほかの動物、それから植物、そういうものを含めた形で守っていくことが結果的に次世代に残していくものだろうというふうに、考えております。とまずちょっと野鳥の会の立場も含めて話させていただきました。

(脇田委員)

ありがとうございます。貴重なご意見ありがとうございます。

これまでの議論の中でも、生物多様性の問題っていうのは、審議会の中でも、出てきていて、何か機械的に刈り取ってしまうとか、そういうことではなくて、やはり、その生き物の多様性とかにぎわいとかですね、そういうものと、ちゃんと配慮しながら担保しながらの上での、活用といいますか、そういう活用と保全を含めたトータルな、その地域のヨシ原ごとの群落ごとの、何かやっぱり個別の計画が要るのではないのかなっていうふうに思います。

前回の議論を敷衍するような形で、少し会長の立場であります、意見を言わしていただくと、地域ごとなんかで、そのヨシ群落の何かカルテ、ここはどうやっていくのか。専門家や地域の人たち、あるいは行政と力を合わせて、どういうふうなビジョンで、どういう意味で保全していくのか。やっぱり何か考えていくような仕組みがあったらいいなと思うし、そういう、これ前回の立場考え方の異

なる人たちが、話し合う場がないですね、みたいな話が出てきたのですけども、そういうこととも繋がるということだと思いますけどね。

その資源利用と、保全、生物多様性の保全を、どう車の両輪のようにして、量から質への質を高めていくのかということになるろうかと思います。リモートの先生がたはご専門分野だと思いますけど、こういう生物のこと、何かご意見あったらご遠慮なく、よろしくお願いいいたします。いかがでしょうか。野間先生お願いします。どうぞ。

(野間委員)

今の議論、もちろん、全体として賛成なのですけども、前回の議論等の関係で言いますと、今ですね、資料 2-2 で申し上げると、貴重な野生生物種を始めとする生物についても、しっかりと目配りするという姿勢を、具体的に示す必要があると思います。

もちろん全体としては、それが、入っているのだと思うのですが、具体的に、この資料 2-2 の第 1 のところでは、この貴重野生生物のすみかとしてのヨシ原という視点をはっきり記載する。「1 現状と課題」と「3 保全目標」のところ、それから第 2 の「2 維持管理事業」の中に、それぞれ、野生生物種、希少種を初めとする今、村田さんのご指摘があった、鳥も重要でほかにはないもの、よそにも、ほとんどなくなってしまいう生息地というもの、琵琶湖のヨシ原になっている場合もあるわけですけども。それを、それらの部分に、具体的に一言、あるいは 1 行、言及しておくというのが大事だと思います。

同時に、第 6 の「1 調査研究」の中にも、実際にはこれまでの蓄積というのが、金子さんが中心にあって、琵琶湖研究所時代からの、様々な情報が蓄積はあるわけで、それをうまく使って活かす。足りないことは、その大々的な研究プロジェクトでできる現状ではないのだと思いますけれども、両方生かして、必要な研究をするという方針がいいのではないかと思います。

(脇田委員)

ありがとうございます。ちゃんと文言として、入れてほしいという、入れるべきではないか。その質の中身ですよ、生物多様性のことをちゃんと入れるかどうか。ということと、そういうものを支えていくサイエンスといいますか、科学的な調査とか研究、そのこともちゃんと、ここの中に書き込む必要があるのではないか、ということですけど、お名前が出た金子委員いかがですか。

(金子委員)

そうですね、私も野間先生がおっしゃるように、おっしゃるようにプラス、貴重な生物多様性という言葉を入れてほしい。それは種のレベルではなく、種のレベルとか生態系のレベルとか、生物と環境の相互作用の多様性であるとか、遺伝的多様性っていう、様々な多様性を指す言葉なので、単に希少種とか、外来種

っていう種のレベルだけではなくって、遺伝的にも健全なものを目指すっていうのが、よりどころとなるように、生物多様性っていう言葉を入れてほしいと思います。

入れる場所は、「1 現状の課題」っていうところに、それ以外にも侵略的外来水生生物の、植物の侵入とかあるのですけれども、これが何で問題かっていうと、別に何もなくて、これらが入っても、すぐは困るわけではなくって、周りの動植物、本来あった生態系に害を及ぼすから、多大な影響があるから困っているのであって、このこと自体がということではないので、このことは、裏返せば希少種あるいは希少種が追いやられる、いうことを示しているので、むしろ侵略的外来種の根絶と希少種の保全、保護というのをセットで入れほしいというのと、生物多様性という言葉を入れてほしい。

野間先生がおっしゃったように入れる場所をもちろん基本方針や保全目標と「6 調査研究」についても生物多様性の現状モニタリングをするっていうようなことを入れていただけると、施策や調査研究のよりどころとして、非常にいいかなと思います。

(脇田委員)

ありがとうございます。一気に何かハードルがちょっと上がった印象を持ちましたが、事務局いかがですか。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。ヨシ群落につきましては、この条例の制定当初より生態系に非常に価値の高いところということで、その点につきましては、恐らく第 1 回目の計画から、ヨシ群落に対するベースとなる見方であろうかと思っております。ただ今回、この改定に当たって、もう一度、各ヨシ群落の今の現場で何が起きているのかところを、改めて見ますと、非常になんというか、ヨシ群落の場所によって、状態が大きく変わっている。それが、単純に手が入っている、いないっていうだけでなく、その周りのいわゆる、土砂なりそういったものの入り方とか、そういった形でも変わってきているし、事務局としての問題意識の中では、生態系として非常に貴重なので、我々と離れたところにそっとおいておこうということでは、もう、このままだと衰退する方向にベクトルが向いているのではないかという危機意識を持っています。

今回そういう、地域として価値を改めて見つめ直そうというのは、やはり、ヨシ群落の状態をしっかりともう一度、地域の中でも厄介者ではなく、一つ価値あるものとしてとらえ直すところ、まずそこをやっぱり重視して、やっていかなくてはならない。

そこは、最初に佐野委員からご指摘あり、難しいところであるのですが、いよいよそこをしっかりと見ない限りはですね、ヨシ群落というものの保全とい

うことが非常に危機的かなという問題意識があります。当然その危機意識を持っている。ベクトルを修正して向かっていきたい方向としては、生物多様性、多様な形という言葉につきましても、ヨシ群落っていうものは、どこもかしこもおんなじように多様であるっていうこと以上に、地域ごとに多様だということを決めながら、その中で、現時点でベストな、ヨシ群落の保全という形を、進んでいきたい。そういったところは、どちらかとしては、事務局としてはやはり、強く言っていないといけないかなという問題意識を持っています。

その辺り、当然、ご指摘いただきました生物多様性、希少種というようなものの生息する生態系としての機能ということはベースに当然ある中で、そのあたり今は、改定するということへの視点ということを、そこにちょっと強く持った形で今回資料用意させていただいたので、少しそういった希少種とかそういう生態系の視点のところは、もしかしたら弱かったかなとは思いますが、基本的にはベースとして考えているところの基本のところ、さらにというところで、今回は資料を用意させていただいたところです。

(脇田委員)

どうぞ、深町委員。

(深町委員)

生物多様性という言葉に加えて、最近では、生物文化多様性という言葉が大切に認知されるようになってきて、まさに脇田先生がおっしゃった地域固有のカルテとか、人とのかかわりっていう部分の多様性とか、やはり生態系としての価値としての多様性という両方を合わせた言葉で、ほかの先生が言ってらっしゃったことを総合していうと、そういう言葉を使うことによって、事務局が目指している方向をより具体的に伝えることができるのでと思います。生物文化多様性という言葉をやうまく使っていただくということを、ご検討いただきたいなというふうな提案です。

(脇田委員)

ありがとうございます。生物だけじゃないでしょっていう地域文化、固有の文化とそういうヨシと関わっていく生業の在り方とか、地域の文化のあり方というのは、個々のヨシ群落と関係しているのですよ。これ、30年前とか40年前だったら水と油の何か議論で、なかなかここで、前に進まないのですが、今や、それは、共に支え合う関係にあるのかなと。深町委員の今おっしゃったことを、自分なりの言葉に引き寄せれば、お互いがお互いを相補うような、そういう形で、ヨシ群落の保全が、その量から質へといったところの質の意味を深めていってほしいなあと思います。

そうじゃないと、これ、持続可能性、それから SDGs につなげていくってことはなかなか難しいことになりますので、その辺りですね、これからまだ、もう

少し考えていただきたいと思います。

(佐野高典委員)

そういうご意見があったわけですが、今日までの課題の中でもやっぱり維持管理事業にも限界が生じつつある、こういうことですよね。

それを踏まえて、改定のポイントでは、造成から維持管理へ、こういう質の良いヨシ、その中にやっぱり、いわゆる琵琶湖全体で、西の湖を含めて、自生するヨシとヨシ群落が減ってきたからと言って県のほうで植栽してきたヨシ、いろいろありますよね、ヨシでも。

琵琶湖全体のヨシの保全というのと、維持管理ということであれば、大変な莫大な予算がかかってくる。そういうことを考えると、やっぱりポイントポイント、委員さんおっしゃったけども、それは全体を残すのがベストなのですが、維持管理にもやっぱり予算が要るわけですから、やはり、残すべき、ここはこういう特性があるから、残していきましょう、維持管理をしていきましょうという、やっぱり重点区域というか、そういうところを絞っていくべきではないのかなあというような、感じがします。

改定のポイントで、地域を支える持続的な取り組みに、地域外の力を借りるということも大切なことですが、まずは、その地域の皆さんの力をかりて、なかなかこれもボランティアでというところが、何をやるにしても、市町への補助や、そういうことがなければ、ボランティアと言われても、なかなか地域の方々も動かないというようなこともありますので、その辺の、いわゆるこれから造成事業をしないというのであれば、その辺の予算がなにがしか浮いてくるのであれば、やっぱり、その市町に補助をして、市町からそれぞれの地域の皆さんの力をお借りするというようなことも一つの方法ではないかと思います。

実現していくために、理想的な話ではだけではなく、現実的な話としてそういうことも必要ではないかなという感じがします。

(脇田委員)

はい、ありがとうございます。同じヨシ群落といっても琵琶湖の周りにたくさんあるヨシ群落、何ていうのでしょうかね、指圧のツボみたいな、ここを重点的にやると効果があるよっていうところと、もはや、あんまりお金とマンパワーを投じて、ここは維持出来そうにないなっていうところと、いろんなタイプってありますか、種類といいますか、あるのではないのかっていうお話ですね。

もう一つは、外のマンパワーを借りるにしても、まずは地域の人たちが、責任感をもって、使命感を持ってやっていただけるのが一番大事なので、それを支える仕組み。具体的に提案されましたけど、土木費を回したらどうかと、そういうご意見でしたけども、そういう方法かどうか私にはわかりませんが、けれども、何かこう、人を支える。

今日の整理していただいた資料 2-1 で言えば「つながる」「支える」「知らせる」っていう⑩とも関わってくると思うのですが、何かみんな地域で中だけのため息をつきながらやっておられるとか、たくさんあるってことを、事務局の調査で知ることが出来ました。

本当に小さい活動だけど、ずっと続けておられる。太田委員のところのように、たくさん外から来る、来られるところもあるなど、いろいろですね。

そういう、いろんなタイプの活動をどうやって支えていったらいいのか。高橋委員は寒い中で、つらい思いしながら、やっておられる地元の側でいらっしゃるのですが、何か今のことについてご意見ございますかね。

(高橋委員)

地元のほうでささやかに、ヨシ刈り等やっているのですけれども、今おっしゃってくださったように、なかなか外部の人というのは、借りにくい状況ですけれども、今ヨシ刈りのほうに、中学生が参加をしてくれようになって、学校を上げて、中学校 1 年生の子供たちが、ヨシ刈りに参加しています。

だけど、この先生方が困っておられるのは、「なぜヨシを利用しなきゃいけないんだ」ヨシを維持していくために、学びに通じなくてはいけないということで、環境学習で、その地域の担い手の子ども達っていうだけではなく、「ヨシがどれだけ環境に大切なものなのかということをしかりと伝えてから子ども達に参加させたい」と言っておられますので、私たちの方で、今、分かることを一生懸命学校の方にお知らせをして、子ども達がやっぱり、やらなければいけない、続けなければならない、いうことを感じてやってくれている。そういった活動につなげていくことが大切かなと思います。

(脇田委員)

ありがとうございます。資料 2-1 では⑬ですね。だからこれは、ばらばらに 17 個あるのではなくて、SDGs 除けば 16 個あるんですね、相互に何かこうつながって関係している結構複雑な、連立方程式みたいな感じですねこれ。ほかもご意見ございますか。太田委員よろしく申し上げます。

(太田委員)

ヨシで琵琶湖を守るネットワークの太田です。一言、つけ加えさせてもらいますと刈る側ですね、活動している側としての意見です。

この審議会、私、8 年目になるのですが、いろいろ話をさせていただきました。そんな中でも、我々企業として保全と活用、この二つに取り組んできました。もう 13 年取り組んできました。保全は、高橋委員と一緒に、刈り取りをするということをしてきました。なぜやるのか、これは、私もう 10 何年間ヨシ原をずっと見続けてきました。やっぱり手を入れていないところは、雑草まみれになっています、間違いなく。セイタカアワダチソウがいっぱい生えています。過



去に刈り取ったところで、そんなところがありました。これは、もう自然の未知というところですけども、要約すれば、やはり刈らなければ、ヨシ原は維持できない。これは結論だと私は思っています。

それと、活用の方ですけども、これも、いろいろ紹介させてもらいましたけれども、我々コクヨの方が製品として、去年の集計は出来ていませんが、220トンぐらいまで活用しました。琵琶湖で刈ったヨシ、我々が刈ったヨシ、それからそれぞれで刈ったヨシをコクヨが買上げて、紙製品として、全国に販売しております。

なかなかコストがかかるということで、一進一退です売り上げは、一進一退していますけれども、1つ感じているのは、たくさんヨシを紙に入れなくても、少し入れることによって、結構たくさん使えるのだなという印象を持っている。その一例はコピー用紙です。当社はコピー用紙を作っているのですが、コクヨの販売網で全国で扱っています。計算してみると、その220トンの、どうですかね7割8割はコピー用紙で使っている。わずか1%しか入れていないのですが、ヨシのパルプは、他ノートとか文具もあるのですが、やはりしれているんです。配合を100%とか50%とかあるのですけれども、やはり販売量は少ないということで、コピー用紙はやはり大きいなと改めて思っています。

そういう一助ですけども、10何年続けることをやっているネットワークの仲間もたくさん集まるようになりました。今回のコロナで昨年から活動が出来てないのですけども。

今回、変わったところでは、JTBから、エコツアーが出来ないかという話が、今朝、東京の虎ノ門支店から連絡が来ました。コロナで今年は無理ですよと話していたのですが。それから、滋賀県のビジターズビューローですか、ここからも、エコツアーでヨシ刈りできないですかという相談が私たちのところに来ていました。少しずつですけども、そういった芽は感じています。ただし、このコロナで全て止まってしまっているというのは非常に痛いところです。

ということで、少しずつですけども進んでいるという状況はお知らせしたいということと、もう一つ、野鳥の会の方がおられますけれども、私も鳥が好きで、冬になるとヨシ原に写真を撮りに行っているんですよ。チュウヒを撮りに行っている。なかなか撮れないですね。灰色チュウヒを探しているんですけど、去年たまたま撮れました。もう大喜びでした。非常に貴重で、私、タカなんてはじめて見たものですから、興奮しました。さすがにヨシ原の自然の豊かさを感じたっていうのが、私の印象でした。

(脇田委員)

どこの、ヨシ原ですか、写真撮られたのは。

(太田委員)

私は西の湖ばかりですね

(脇田委員)

今の太田委員のご意見は、すごく面白いですよ。先ほど佐野委員から、もっと新しいライフスタイルの活用、エコツアー、ボランティアツーリズムとかですね。ヨシ刈り、どこまで戦力なるのかは別にしても、関心を持って、お金を払ってヨシ刈りに来てくれる。そういうことですよ。そういう何か新しい、世の中が環境に琵琶湖に関心を持ってくれる動きを、いち早くそれをビジネスに活用しようという方がおられるわけですよ。

(太田委員)

全国には、いるんですよ。全国に発信すると、いろんなところから話が舞い込んでくるんです。びっくりするところからね。特に東京圏が多いですけど。SDGsをやりたいと。高校生、大学生は非常に熱心ですよ。SDGsを勉強したいということで、これは去年、コロナ前でギリギリでしたが、東京の学校ですけども、わざわざ東京から新幹線で30人ヨシ刈りに来ました。うちの会社で協力して、環境学習とヨシ刈りメニューでした。この学校は何か賞をとられて、大々的に新聞に載りました。やっぱり全国に発信するような、何か魅力ある話題ができれば、何かのきっかけになるんじゃないかと私は思います。

(脇田委員)

琵琶湖の周りに暮らしていると琵琶湖が当たり前過ぎて、何か固定的な発想からなかなか抜け出せないんですけど、外から見た人は全然違う魅力を感じていたりして、わざわざ何万円もお金出して、新幹線でやってきて、汗かいて、帰って、でもそれはそれで、東京に帰ると評価されているというお話で、いいお話だなというふうにごく思いましたね。

そういう意味でも何か、そういう外と内を現場ですね、つないでいくような、多分、事務局には無理だと思いますけど、そんなことは、県庁の人たちではとても、出来ないことだと思いますが、民間の力の中で、そういう外と内をつないでいく新しい価値を創出していくような動きが、出てくる可能性ありですよ。

(太田委員)

あると思います。わからないだけで、私もわかりませんが、ちょっとしたきっかけで、何か、入ってくるんですよ。それをどう受け止めるかです。

(脇田委員)

環境教育のお話も先ほど出ましたけど、教育旅行の中でそういうことができる可能性もあるかもしれませんね。地元でも僕知っているところは、長浜市の中学校が頑張っていて、ヨシの植栽されたんですかね。そういう活動もされていますし、いろんな交流とか、いろんなパターンの可能かだと思いますけども、そういう何か

新しい可能性っていうことを探っていけないといけないと思いますけども。

リモートの向こうの金子先生も野間先生も市長は何かございますか。はいありがとうございます。ほか何かどうぞ。

(佐野幸子委員)

私、大津で主人と一緒に麩屋を営んでおりまして、実家が大津で 150 年ほど続いておりました「すだれ屋」でございます。今は、母が経営させていただいているのですが、アドバイザーという形で、私も携わらせていただいているのですが、先ほど、佐野委員さんの方で、経済的にも何かということで。

私は、どちらかというと言商売人の立場にずっといますので、私なりにヨシの活用ということ調べているんですけど、私がしているストールですけれども、ヨシのアクで染められたストールで、そういったことをなさっている方。ヨシの繊維質を糸にして、それを機織り機で編んでいらっしゃる方。それぞれほんとに小さく、一人ひとりが、いろんなアイデアを出されて活動なさっている現状を知りまして、その方に、お会いすると皆さんご高齢の方が多いですよね。

なので、その素晴らしいアイデア、技術というものををお持ちのことを、新しい若い世代にどうつないでいくかということが、まず一つ課題なのかなと思いました。

すだれの話に戻ると、今、滋賀県の琵琶湖のヨシを使って、作ったすだれをご購入いただける方は非常に少ない。それは何故かということ、関東の方にヨシがあります。日本全国で、それぞれ地域、地域でヨシが生えていて、それぞれ地域で本来はご活用いただいて、すだれ吊っていただいたり、座敷にすだれを使っていたり、今までの文化があるのですが。江州ヨシというのは基本的に高価なものだということで、もともと位置づけられていたんですけど、だんだん、「どう違うの」という感じで、「関東ヨシの方が値段安いじゃない」ということで、「じゃあそっちがいいわ」ということも出てきましたし、あと、海外からいろんなヨシすだれが、安価な価格で入ってくるようになって、「じゃあこれでいいじゃない」という感じで、お使いになられるご家庭が多くなって、だんだん使っていただける機会が少なくなってきたんですけど、でも県庁から歩いていて島ノ関まで歩いてきているだけでも、外にすだれを吊っていらっしゃる方って何軒もおられて、需要はたぶんあると思うんですけど、その価値を皆さん琵琶湖のヨシを使うということに対しての価値を、感じていただけていないということが大きな問題かなと思っています。

先ほどの子どもに対する環境学習の視点からなんですけれども、琵琶湖って近畿圏の水がめであって、工業用水であったりとして、飲料用水として使われているわけですから、私たちの滋賀県の人達が守っているからこそ、素晴らしい水が皆さん使っていただけるのではないかなと思っています。

そういう視点からも、先日 25 歳くらいの会社員の方の男性の方と話を聞く機会があったんですけれども、ヨシについても少しずつ取り組んでいきたいんですと話していたら、前回の審議会で太田委員さんが「滋賀県といえば琵琶湖、琵琶湖といえば何、ヨシと言ってもらいたい」とおっしゃっていました。私もそのご意見と同じと思いました。「そんな風に私はなっほしいと思っているんです」と伝えましたら、「僕は、滋賀県と言ったら雪めっちゃ降るんやろ、めっちゃ田舎だろといわれて、すごく小さい顔して過ごしていました。」おっしゃっていて、そういう体験って、実は私自身もあって、「琵琶湖の水、それだけじゃないなくて、環境保全ということを皆さんで行っているということは素晴らしいことです」といいたいんです。」とお話しました。そういったことを発信していくことは大事なことだと思いました。

それぞれ、ご年配の方がこのようなストールを作られたり、ヨシ笛作られたりとか、糸作って何か作られたりとか、なさっていることを、滋賀県の日本橋に、「ここ滋賀」ってアンテナショップありますよね。私、日本橋まで行って見てきたんですけど、やはり、滋賀県はものを売るという感じのスタンスを感じたので、そこでもっとヨシに取り組んでいるんですよとか。野鳥ってこんな感じなんですよ、発信できる一つの展示があればいいのではないかなと思いました。

ご年配な方もそこに店を出しやすいように、もう少しハードルの低い仕組みを作っていただいたりとか、ご検討いただけたら嬉しいなと思いました。

(脇田委員)

琵琶湖の持っている価値ですよ、価値をどれだけ外の方たちにも、理解していただくか、わかりやすいのは、そういう職人さんとか、そういう技をもった人たちの作品。先ほど事務局のガラス細工のことがありましたけどね。

それだけじゃなくて、織物とかいろんな形で、このヨシを何とか使おうかと、努力されている方たちがおられるので、そういう方たちに、やっぱりスポットが当たらないと、なかなか難しいな思うし、そういうことは「支える」ですよ。

大したお金かからなくて、そういう人達を通して何か琵琶湖の価値を発信してもらってことは、割に簡単に、できようかなと思います。

そういうことも含めると、新しい生物文化多様性みたいなこと、深町委員おっしゃってましたけど、生まれつつある状況なのかもしれません。

佐野委員がおっしゃったような時代状況変わって新しいライフスタイルの中で、新しい価値の創造を、琵琶湖の持つヨシ群落の持つ価値を、もうひとひねりですね。何とか頑張って生み出そうと努力されてる方たちが、ぽつぽつぽつとおられるので、そういう方たちがやっぱりつながっていかないと、1 人の努力だけでは大変しんどいことだと思いますし。「ここ滋賀」とつながることで、先ほどの太田委員おっしゃったように全国的に注目を浴びる可能性もあるわけですよ

ね。

だからそういう何ていうんでしょうね。ちょっと、植え付けるような感じがするかもしれませんが、ストレートじゃないけど、そういうことが、結局、後で響いてくるような気もしないでもないですよ。結構視野を広げないといけないというご意見だと思います。

(深町委員)

先ほど、佐野委員さんが、市町でのいろんなご参加などのかかわりのことを触れられていましたけれども、基本計画の中で、県と市町との関係は、あくまで県が市町の協力を得てというようなところであると思うのですが、ヨシ群落があるのは、大体滋賀県が持っている湖岸だとか、その辺の所有形態の確認は必要なんです。ただ、河川区域になっていたりだとか、内湖の部分だったりだとか、本当は市とかが持って管理をしているところもあったりして。

今後、単純に協力を得てというだけではなくて、予算的な措置もそうですけれども、県と地域住民との関係だけじゃなくて、やっぱり、うまく市とか町の方々とかその行政としての枠組みが、さらに連携の度合いとか、主体となる部分を、場合によっては、県だけでは出来ないところを、市町が担うっていうようなことがあってもいいんじゃないかなって思うところがあるので、その辺り、ちょっと市町のご意向もあると思うんですが、ぜひ、そういった可能性を含めて、もうちょっと積極的な、市町との関係ですね。

それから 3 ページにある「保全区域の許可制度等の適切な運用」にまとめて 4 行ぐらいで書いてあるんですが、こういった、自然公園法だとか河川法とか、その中で管理をされているようなヨシがあって、そういう部分は割とです。ヤナギがいっぱいに入ってきて、切っちゃいけないってというような形で、地元の人も思っているところあると思いますし、管理者のほうも、その部分はそのままにしておけばいいんじゃないかっていうような、そのようなところが、あったりするので、こういう場においても、こういったほかの枠組み等の連携の中でも、よりヨシ群落がいい形になるように、もっと積極的に関わっていくってことを考えて欲しいなというふうに思いますので、ぜひ、ご検討お願いします。

(脇田委員)

はい、ありがとうございます。量から質へという、質の中身は何だっということがありましたし、そこでは、生物多様性が大事だ、それとともに、セットになっている文化の多様性も大事だ、地域の人たちが頑張ってもらわないといけない。どう支えるのか。今の話は、市町がどうやってそういう人たちを支えているのか、もちろん外の方も借りることは、NPO とかね、ボランティアとか、日常的に、そういう直近のところで支えて頑張っておられている方たちを、どう支えていくのか、そういうことですね。

新しいヨシ群落を保全していくための環境ガバナンス、ちょっと難しい言葉で言えば環境ガバナンスの在り方が問われている状況になっているんだろうな。

地域ごとの何かそういう多様な専門性を生かした人たちの意見交換が行われ、それに基づく地域のヨシ群落の保全の仕方、どこをターゲットにするかとか、何を重点おいていくかとかいろいろなことが地域主導の中で、県が一律に何かこう、ヨシ群落っていう抽象的な区分で、やっていくのではなくて、もうちょっと細かいところ手の届いたところで、何か協働する協働といっても県が作った中に、地域がお手伝いとか、意見を言うとかっていう協働ではなくて、ともにパートナーとして、一緒に考えて、そういう新しい仕組みですね。

ちょっと県庁だけでは大変だと。思いますけれども、地域の、もう一度力を鼓舞して、応援して、何かそういう仕組みをつくっていかないといけない気がします。どうでしょうか。リモートの委員の皆様、何かございますか。先ほど、そちらのほうで、挙手をされていたのは、村田委員ですかね、委員どうぞ。

(村田委員)

エコツーリズムとか、その他とかもう少し補足させていただきたいなと思っています。

野鳥の会のほうにも、いろいろなところで、探鳥会っていう形で、多くの人を巻き込んだ形で、自然を見る、鳥を通して自然を見るっていう立場を僕は常に持っているわけです。鳥だけを守ったらってというような考え方にはもちろんなっておりません。

やっぱり全体、場所があって、自然があって、その上で鳥の多様性が図られる。そういうふうな形を考えております。やっぱり近府県から見て、意外と京都とか大阪、近畿府県もつと言え、マニアックな人はもっと遠くからも来ています。そういう意味でいうと、琵琶湖の自然っていうことが、それ自体が非常にエコツーリズムの価値という意味で言っても、大きいものがあると思う。

そういう形で、もう少し、先ほども言いましたけれども、里山と同じで、琵琶湖のヨシっていうのが、昔からの人とのつながりの中で維持されてきた側面がある。当時それが減退的になって、ほかの里山でもそうなんですけれども、利用が必ずしも必要なくなったせいで遷移が進み、維持が出来なくなった。

ある意味でいえば、ヨシ刈りも、どっちないうと、無理しているっていうのも事実だろうと本当は思う。だから利用することができれば、ヨシ刈りが進む。そして、その場に手を入れることによって、人との関わり合いの中で維持できるっていう部分があると思う。

そうやってつくられた中で、いろいろな多様性の中で、鳥もたくさん住める環境が出来ていく。そういうふうな形で、循環が生まれてくるだろうなというふうには想像しております。

そういった意味で、エコツーリズムも含めて、琵琶湖全体の自然を保っていくってということで、より重要な側面というのはあると思っています。この文書やら見せていただきましたけれども、そういった多様性の問題とか、そういうのも含めて、網羅されていると思いますけれども、そういったことをより進めていただければというふうに思っております。

(脇田委員)

ありがとうございます。今日の審議会でご発言いただいたことを短い文章にすると、それが、みんな何かこう矢印でつながっているような相関関係、因果関係とか、そういうご発言を一つの項目として、要因として考える場合、そういう要因が相互に関連しているような、ことが頭の中に浮かんできました。

そのことが、もう少し皆さんと共有できればなあと思います。ちなみに太田委員とですね、それから村田委員はお知り合いでいらっしゃるんですか。

(太田委員)

いや、知らないです。

(脇田委員)

今日、仲よくなって帰ってください。

きっといいことあると思います。エコツーリズムで。そうやって、琵琶湖は、大きな琵琶湖ですから、時々コミュニケーションの邪魔になるときあるんですよ。今はもう、簡単にネットでコミュニケーションとれる時代ですし、名刺交換していただいてですね、そのエコツーリズムを先行的に進めていただけると。

それを後から事務局が追いかけるぐらいで、ちょうどいいと思うんですよ。民間の人たちの、そういう創意工夫で動いてくのを追いかけて、応援するっていう、そういう行政のやり方もあろうかと思うんですけど、行政が条例計画を定めて、そこにみんな参画して、みんなをリードしていくっていうよりも、行政が活動に参加していくというのかな。逆、そういうこともあってもいいんじゃないのかなって思いますので、皆さんちょっと何か厳しい顔している？マスクで覆っているから、何を思っているのか、よく分からなかったんですけど。

今日はですね。そういういろんな人のつながりが大事になってくるといいますので、その点も含めてですね、「つながる」「知らせる」「支える」が大事なことかなっていうふうに思います。リモート委員の皆さん何かあります。大丈夫ですか。はいどうぞ。

(野間委員)

はい。ありがとうございます。議題ですね進行も大変ご配慮いただいているので、同じ会場で参加しているような気分です。

それで先ほどの生物のすみか、生物多様性、生物文化多様性の話ですけども、今の事務局体制だけでは、やっぱり荷が重いと思います。

でも、このヨシ群落保全の計画が約30年前からですね、先頭に立って引っ張って、ハード整備をしたおかげで、そういうこともいろんなことが追いついてきたというふうに思うんですけれども。そのなんていいますか気概を持ってとかですね。関係県庁内の様々な関係、自然環境保全課を始めとする、関係部署とそれから、様々な、県の条例や計画と、連携して、より質を高めていくんだっていうことを、具体的に実現していただけたらと思います。

(脇田委員)

はいありがとうございます。

野間委員にちょっと遠回しにおしかりを受けました。いや、頑張っておられるんですよ。県庁は十分に頑張っているんですけど。よくやっているわけだけど、この時代の変化の中で一生懸命、次の時代むけて脱皮しようと努力されているので、民間の力とうまく協働して進めていただきたいなあと思います。

この問題、琵琶湖環境部だけじゃないですよ。多分、商工労働部とか、今日のお話だったら、もっと何か違う部署の人たちともいい話があるのだけど。つながって営業をかけていただくぐらいで、ちょうどいいかなというふうに思います。今の野間委員のご意見はそういうことですよ。

これをやるには商工労働部の力がないと、「なかなかうちには出来ないの何かアイデアありませんか」っていう。「一緒に盛り上がってくれませんか」っていう、そういうパターンですね。どうぞよろしく願いいたします。ほか何かご意見ございますか。三和さん何か言いたいですか。はい、どうぞ。

(琵琶湖環境部技監 三和)

ありがとうございます。一つちょっと、県庁、頑張っているという言葉もいただきましたけど、私の思いとしては、むしろ今回議論いただいているこの場ではヨシ群落の問題ですけれども、結局、地域にある根本的な課題、要するに地域の環境、例えば農地であっても、内湖であっても、森林であっても、いろんな身近な環境とかつては、その資源を利用して、地域社会と経済が回って、だから生業があって人が住んで、子供を育てて、また、長男が家を守ってとあるかもしれないですけど、そういうふうにして、維持されてきた地域社会の形が、その地域の資源を活用しなくても、よそから安くて、質の良いといか、物が入ってきたおかげで、その関わりが変わってしまったがために、どんどん不便なところから人が出てってしまって、要するに地域性自体が関われなくなってくる。

そういう意味では、この問題をほかの部署との関係でやるということも、ありますけど、ほかの部署の課題と我々が関わっていくことによって、結局、同時に課題解決できるのではないかなというふうに思っているところです。

(脇田委員)

滋賀県庁全体の課題ということですよ。京都とか大阪のそばにある県でい



いこともあれば、困ったこともあるという。大阪と京都に行けば、良いやみたいな話になって、地域から人が離れていく。周りの自然とのつながりが希薄になっている。それは、滋賀だけではないんですけどね。そういうご意見ね。

はい、ありがとうございます。いつまでもこうやって話していると楽しいんですけど、時間の制約がありますので。次のですね。議題2の資料2-3から2-5、ヨシ群落基本計画の改定素案について、事務局からご説明いただこうと思います。よろしく申し上げます。

(事務局)

それでは説明します。資料2-3です。ヨシ群落保全基本計画素案のバージョン1となっております。改定のポイント審議会でのご議論も踏まえまして、素案のバージョン1ということで、それぞれの意見を、今ある基本計画の文章の中に落とし込んでいったものがこれになります。

10月12日の審議会の後に、事務局でたたき案というものをつくりまして、それを県庁内の関係部局に出して、意見照会をしました。

そこから返ってきた意見も反映しまして、今日の素案バージョン1というものをつくっております。

1ページから、資料編も含みまして、21ページまでになっております。赤字の部分が、現行計画から変えたところになっております。かなり幅広く、ページばらばらとめくっていただくと、分かるんですけども、どのページにも赤い文字がありまして、かなり変えております。

ちょっと全部は難しいんですけども、ちょっとかいつまんで、資料2-4に、新旧対照表を作っておりますので、この中から、ちょっとかいつまんで説明させていただきます。新旧対照表、資料2-4ですけども、左側に現行の基本計画の記述、それから真ん中に素案のバージョン1の記述、そして右側に変更理由、変えた理由みたいなことを書いております。

その変更理由のところに、丸の番号をうっておりますけれども、この番号がですね先ほど説明しました資料の2-1、基本計画の主な改定内容とその反映の資料のですね、①から⑰に対応しております。基本的な方針等ですとか、内容を、どこに当たるのかと、これに対比して、ちょっと見ていただけるようにつくっております。

まず、序文のところですけども、第1の前の段になりますが、ヨシ群落の多様性に関する記述というものを、最初の赤字ですね。そのところを書いております。これ地域特性、地域によって多様なヨシ群落あるんだというようなことを、ここで表現しております。それから二つ目の赤字ですけども、上位計画の考え方を追加⑥記載しております。これは環境総合計画の目標を、この中に入れ込みまして、基本計画との関係についても書いております。その下のですね、赤字につ

いても同じように、上位計画の位置づけというところを、序文の中に追加しているところです。真ん中ですけど、「第1 ヨシ群落の保全のための基本的かつ総合的な方針に関する事項」といたしまして、1 から 4 まであるんですけど、まず 1 として「ヨシ群落の現状と課題」、若干、課題についても、ここで今回は追加しております。

先ほど申しました、群落の面積ですとか、環境、それから地域の課題、担い手の不足等についても、このあたり、1、2、4、3 ということで、赤字を追加しております。1 ページの一番下にはですね、事業の実績ということで、これまでやった県での造成事業の実績についても、現行の計画に書いてありますので、その辺りはちょっと更新しているということです。第1 については参考資料編も少し変えています。例えば、ヨシ群落の活動団体、非常にふえてきましたので、参考資料として、資料3 を追加しているところです。

新旧対照表の7分の2ですけども、2「保全のための基本方針」というところで、これまでですね、多様性の保護、保全というのは、もともと言葉としては、入れておりますけれども、(1)、(2)、(3)として基本的な方針を書いていましたけれども、(1)では働きを最大限に生かすという現行計画に対しまして、多様な働きを地域の特性に応じて、赤字のところに赤字のように書いております。それから、(2)ですけども、県民、現行のところの赤字「県民等や事業者とともにヨシ群落の持つ価値を共有する」ということが書いておりますけれども、改定素案のところには、「地域住民の意思を尊重しつつ、事業者やボランティアといった地域外の県民等との協働による取組を広げ、地域の保全活動を支えていく」とこういった記述に変えております。協働を広げていく、それから地域を支える仕組みを追加することで、⑪になります。

そして、(3)ですけども、現行計画では、「各種の行政計画と連携し」というようなことになっておりますけれども、改定素案では、条例の3 本柱でありました「守る・育てる・活用する」の循環の構築によって持続的な取組を意識します」という書きぶりにしております。この持続的な取組をするために、取り組んでいくということで、循環させるというような考えを入れております。その下はですね、侵略的外来水生植物の関係を記載あります。今まで保全対象としては、含めないという考えは県として持っていたんですけども、今回、しっかりと基本計画の中に位置づけて、これは保全対象じゃないよということを基本計画の中でしっかり書いているところです。

次ですけど、ページの下あたり、「ヨシ群落の区域の保全目標」です。これについても、地域特性や持続可能性という考えの追加ということで、保全目標についても、そういった考えを入れていきます。

新旧対照表の4 ページです。「第2 ヨシ群落の保全のための造成事業および維

持管理事業に関する事項」造成事業と維持管理事業とあわせて保全事業と呼んでいるのですが、この部分については、適切な維持管理事業を重視して行うということですか、再生が期待される場所については、造成事業を行うと。造成事業を全くしないというわけではなくて、維持管理を重視してやっていくんだというふうに変えております。

真ん中あたりですけれども、ヨシ群落の面積が回復しましたので、今までは、平成32年までに20ヘクタールのヨシ群落の再生に努めます、現行計画の真ん中あたり、書いていましたけれども、面積目標というものは、ちょっと一旦やめまして、維持管理事業に注力していくんだと変えております。

それからですね、1番、下ですけれども、「2 ヨシ群落の維持管理事業」といたしましては、現行ではですね1番下の行ですけれども、地域住民、関係団体、行政を含む関係機関、次のページで、地域協議会を開催して策定していきます。」これを、行政主体のこの地域協議会という方式から、もう少し地域主体の持続的な活動へできるように、考えていこうかなとなっています。

それから、5ページですけれども、第3「ヨシ群落を活用した環境学習および自然観察に関する事項」になります。これは、1番下のあたりの行で追加しておりますが、「特に子どもがヨシ群落と関わり、その恵みを感じることは、今後の地域のヨシ群落保全活動を担っていく上で重要です」ということで、活動を担うだけではなくて、先ほどもおっしゃったように、活用についても、理解していただくということで、保全活動の重要性みたいのも、しっかり学んでいただけるように追加しております。

それから、第4「ヨシの有効な利用に関する事項」といたしまして、1番下ですけれども、今までですね、ヤナギ、ハンノキの活用については、ちょっと書いておりませんでしたので、ヤナギ等の利用を追加ということで、記述を追加しております。それから、同じの関係でCO<sub>2</sub>ネットゼロの取組も県として、しておりますので、このCO<sub>2</sub>ネットゼロに向けた取組、貢献するんだということを、追加してあります。

6ページになります。第5「保全事業の執行体制に関する事項」で、「つながる・支える・知らせる」の視点からということで、地域の持続的な取組のために、つながる関係性を追加、県の体制それから地域の体制それぞれに、地域を支える取組となるように、表現等も含めて出しております。

それから第6「その他ヨシ群落の保全に関する重要事項」その他の事項として、「1 調査研究」それから「2 普及啓発」のところですね、⑩に係る維持管理による効果を可視化するために、いろんな調査研究についても追加して記載されております。

7ページになりますが、「2 普及啓発」ですけれども、リニューアルした琵琶

湖博物館についても、ヨシに関する展示もあり、十分活用したほうが良いというご意見もいただきました。琵琶湖博物館の利用を追加しております。

その他の重要事項の3としまして、SDGsについて、このゴールですとかターゲットの達成にも貢献します。ということを追加しております。

ほかにも、表現の修正ですとか、用法的な送りがなの文言の修正、また取組ですとか、活動とか、用語の整理も少ししております、細かいことになりましたけれども、そういったものも含めて、改定素案としてまとめております。

資料編はまた、ちょっと新旧対照まで付けておりませんが、資料2-3の、資料1から資料14まで、現状ですとか、様々な新しい情報を載せております。例えば面積ですね、ヨシ群落の面積ですね自然回復してきました。ただ、ヤナギの面積が大きくなってきましたよ、とか。資料3ですと、保全活動団体が県内いろんなところにありますよとか。ちょっと変えましたところですね、18ページ、資料12、13とかは様々な取組がされていますので、そう赤字で追加しているところです。資料13ですと、ヨシ灯り展、西の湖ですとか、松明祭りについて、追加しております。19ページですけれども、先ほどもご意見はありましたけれども、利用ですとか活用についても、以前からの紙、すだれ以外にも、食品、ストール布とかについてもちょっと追加しております。脱プラスチックとしての再評価というの指摘されてきておりますので、そういった辺りを挙げております。一番下ヤナギについても、まな板ですとか薪ですとか活用方法がありますよと、まだまだ可能性を広げる形で活用できるように取り組めればと考えています。資料14については、SDGsのゴールとターゲットについて、今回の基本計画の関連分野について対比させています。以上で素案バージョン1について説明は終わります。

(脇田委員)

はい、ありがとうございます。これをちゃんと理解しようと思うと、なかなか難しいんですけど、そうですね、あらかじめメールでもって、配信をさせていただいておりますが、もう冒頭のほうで、生物多様性等に関して、そういうことをちゃんと入れてくださいねっていうご指摘もいただいたりしましてですが、さらに加えてですね何かございましたらどうぞ、ご意見、お願いいたします。これが改定素案の根幹ですかね、大事な部分ですのでご意見、ご発言を願いよろしくお願いいたします。どうぞ。

(太田委員)

これでいいと私は思っています。大丈夫だと思っています。

ただ、1点、これ、質問を間違っているかもしれませんが、「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」があると思いますが、この法律の改正で同じ保全再生課の方から琵琶湖保全再生計画の見直しの時期で、パブリックコメントをく

ださいと照会が来たのですが、その保全再生計画の新旧対照表を見たところ、ヨシ群落の保全再生の部分が簡単に省略してあるのですね。

これだけ我々が審議をしてやってきているのに、琵琶湖保全再生施策に関する計画という内容のヨシ群落再生の部分は、「地域の特性に合わせて保全するとともに造成、再生、維持管理を推進する。」と載っているだけで、量とか質とかは全く書かれていないんです。これはどの様に関わればいいのか。

(事務局)

ありがとうございます。「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」に基づいて、法定での計画策定、これにつきましては、改定年度ということで 1 回目の改定ということで、パブリックコメントを実施中です。この「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が扱っている範囲っていうのが、水質を始めとして、ヨシ群落をはじめとする湖岸域、また沿岸域であるとか水草の問題であるとか、また水産業はじめ生業に関する事、県民協力など一本の琵琶湖の保全及び再生に関する計画ということで、記載していくこととなっております。

計画はそういう様々な分野っていうものを包括的、網羅的に見て作るタイプの計画というのと、ある特定のテーマに対してつくる計画というものがあるんですけども、基本的には、網羅的、包括的なものに関してはですね。その分野に関してのエッセンス的なところだけをお伝えしていて、その具体のところにつきましては、それぞれのテーマごとのヨシで言いますと、今回の審議いただいている「ヨシ群落保全基本計画」こういった中で詳しく書いていくというような形で作りこんでいく。

そういった意味で、平たく言うと琵琶湖保全再生計画の中のヨシの部分については、ヨシ群落保全再生計画の中で問題としている。こういったことに、関して取り組んでいますけど、詳しいところはそちらの計画をごらんください。

こういうような形の関係性になっているというふうに、ご理解いただいて、また、そちらのほうのパブリックコメントのご意見をちょうだいできれば、思っています。

(太田委員)

ありがとうございます。ということは、別に説明があると考えていいですよ。パブリックコメントで「非常に淡泊ですね」と回答しようかと思いますが。

(事務局)

その辺りのところは、琵琶湖保全再生計画のパブリックコメントで、一般の方々の感じるところ、ということでご意見いただいたらと思います。

このヨシ群落保全基本計画の今後の手続きは、後ほど説明をさせていただきますけども、この計画についてのパブリックコメントという手続も今後予定しております。ヨシということにテーマを絞った、より具体的、より突っ込んだご

意見ということは、こちらのパブリックコメントの中で、伺いするという手続きを全体として考えています。

(太田委員)

読んでみると水源涵養や山のことが非常にたくさん書かれていて、そちらのほうにシフトが移っているのかなと思います。ヨシ原も忘れられないようによろしくお願ひしたいと思います。

(脇田委員)

ありがとうございます。他いかがですか。リモートの先生いかがでしょうか。皆さん方どうでしょうか、あればどうぞ。

(堀田委員)

琵琶湖河川事務所の堀田でございます。今回、はじめて出席させていただいているのですが、そういうことで、すでに議論があつて重複しているかもしれませんが、質問をさせていただきます。

7分の1ページの「ヨシ群落の現状と課題」というところがございまして、課題の2段落目のところ、「自然な水位変動が抑えられた水管理となり、少子高齢化や地域活動の担い手不足もあり、地域とヨシ群落との関わりも少なくなってきました」ということが加えられていますが、自然な水位変動が抑えられた水管理となって、地域とヨシ群落との関わりも少なくなってきましたというつながりがよく分からなかったんですが、どういう意味でしょうか。

(事務局)

お答えします。今ご指摘のところに、改めて見ますと、確かにご指摘いただいた通りだなと思うところがあります。

書いている意図としましては、ヨシ群落を取り巻く環境というものに対して、並列で、特にスタートが昭和28年のヨシ群落という目標のところ掲げて、そういったところと比較の中で考える中で、今、ヨシ群落を取り巻く環境は、自然な水位変動が抑えられた水管理、そういう中であるんだなっていうのを並列関係で書こうと思っている。

そういったところ確かにちょっと読みにくいという部分が、あるかなと思いますので、誤解がないように考えていきたいと思います。

(堀田委員)

今の話、要は自然な水位変動が抑えられたから、関わりが少なくなってきたということではなくて、それぞれ並立だという話だと思うんですけど。

前の審議会で議論があつたのかもしれないですが、自然な水位変動が抑えられると、ヨシの保全に課題があるという、何かデータがあつて課題だという認識で良いのでしょうか。

(事務局)

このあたりのところ、専門の委員の先生がおられますが、事務局の認識としては、ヨシ群落というものは、ある程度こう、水際が上がったり下がったり、新しい砂が土砂とかが供給される砂浜とかそういうような、一定は自然の中で攪乱があるところに、かつて多く群落あった。それに対して、攪乱という形で、ある程度、ヨシ群落の環境としてはですね、リフレッシュされることがなくというのは、あまりいい方向には働いていないんじゃないかという認識を持っているところです。

(堀田委員)

逆に水位変動がないっていうことが課題だということでもいいんでしょうか。

(事務局)

課題というかですね、ヨシ群落の特徴としてあんまり得意でないような状況になっているという、背景っていう意味合いで記載しています。

(堀田委員)

ありがとうございました。

(脇田委員)

どうぞ、深町委員。

(深町委員)

ヨシの利用とかに、関連してなんですけれども、例えば、18 ページにイベントで、大津の市民松明祭りとかあるんですけども。

実は、近江八幡とか、地域の中には400年、500年以上続く松明祭り、神事と非常に結びついたような伝統行事があり、そういう場所っていうのは、かなりヨシの管理から利用まで、地域が主体となって行ってそれをお祭りの大事なものであるという形で伝え続けてきたというふうなことがあると思うんですね。

その部分を、そういうふうな伝統行事、ヨシと精神的なつながりも含めた行事についても大事にしていくというようなところの記述がちょっと見当たらなかった。というふうに思うんですが、そういう観点もぜひ文化財保護課の方とか、確認していただいてリストを作って、どういう場所で、どういうふうにヨシとのかかわりがあるのかっていうところを、まとめて項目の中に、一言でも入れていただけるといいと思います。

(脇田委員)

先ほどの、生物文化多様性の問題ですよね。その1番わかりやすい例で、その宗教的な儀礼の中でヨシが活用されている。

いくらでも修正はあるとは思いますが、これをどうさしてもらったらいんですかねいろいろ、今、これ改めて説明聞いていろいろご意見出てきた。全部時間内で処理出来ないと思うんですが。

(事務局)

それではですね。いただきました意見ですけれども一旦時間もありますので、これぐらいにできればと思うんですが、スケジュール的なこともあわせてちょっとご説明させていただきたいなと思いますので、ちょっと説明します。

資料 2-5 ご覧願います。基本計画の改定のスケジュールということで、今日は 1 月 18 日が審議会の 2 回目で素案をご議論いただきましたけれども、この後、県議会の関係もありますので、その辺りを説明しながら、関係市、関係機関への意見照会をしていきながら、ご意見ありましたら、追加でいただきながら、また素案を修正していくという作業をしておりますので、またご意見ありました素案の修正ということで、どんどん盛り込んでいければなと思いますので、ぜひご意見いただけたらと思います。

この 3 月までで、一度年度区切りですけれども、修正のほうもいたしまして、また、7 月ですね、審議会を開催いたしますので、そのときに、また、事務局のほうで、いろいろいただいた意見を答申案として、つくりまして、審議会のほうで答申をいただく、ということになっております。

そのあとパブリックコメント、県民からのまた意見をいただきまして、県の案として、作成して、また、11 月ごろですね、計画の改定ということで公表していこうと思いますので、意見はですね、今日いただいた以外にもありましたら、ご意見いただきたいと思います。

(脇田委員)

メール等で大丈夫ですか。

(事務局)

メール等で事務局までいただければと思います。スケジュール確認いただいた中で、年度のまたぎということで 1 度修正の素案ということで、まとめたという事務局の都合もございまして、もしも可能でしたら、2 月の末ぐらいは一つの区切りとしまして、ご意見ちょうだいできると大変助かるかなと思っております。お忙しい中大変恐縮ですけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(脇田委員)

ありがとうございます。そのほかございますか。大丈夫でしょうか。それでは、もう、ぎりぎりになってきたんですが、議題 3 その他についてまいりたいと思ひます。太田委員のほうから情報提供をお願ひしたいと思ひます。

(太田委員)

時間を過ぎてしまっているんですけども、この場を貸していただけるということで、大変光栄に思ひまして、受けさせていただきます。

別紙カラーで 3 枚のものです。脇田先生がお話いただいたように、昨年、「令和 2 年度気候変動アクション環境大臣表彰」というのが創設されまして、環境省ですね。第 1 回の募集がありまして、昨年の 7 月ですけども我々が審議会で



いろいろ審議いただきました「ヨシ刈り活動による CO<sub>2</sub>回収量を見える化する」という活動を主にして、コクヨで 13 年活動してきた内容をもとに応募したんですけども、結果 11 月に「大臣表彰」に当たりましたという報告をいただきました。さあ東京行こうと思ったら、コロナで、リモート開催でということで、小泉進次郎環境大臣にお会いできませんでした。ちょっと画面で見る程度で終わってしまったという次第です。

最初、書いていますようにテーマは「ヨシ原保全を通した低炭素社会づくりへの挑戦」これをテーマに大体、原稿用紙 10 枚ぐらい書いて送っています。

2 枚目ですけども、これ記念のパンフレット、冊子があるんですけども、そこに 2,000 字ぐらいで、原稿を書いてくれという依頼をいただきまして、ひと月ぐらいかかって、まとめたのが、2 枚目の右側にヨシ刈りしている写真のページです。写真は、去年の 2 月 8 日でした。まだコロナがくるギリギリでした。快晴の日に西の湖でやれた写真です。

我々の経緯が書いていますが、ずっと読んでいたら大変ですんで、ちょっと大事なところを読みます。上から 21 行目になりますけれども、「しかし」のところです。

「しかし、これまで保全による成果は、県が唯一公表する面積でしか評価されておらず、他の科学的評価が期待されていました。一方、間伐等の森林保全は、炭素吸収・固定量を指標として全国的に推進されています。私達は、ヨシ材においても炭素を植物内に回収する効果があり、森林と同様に炭素回収量として評価できると考え、2017 年より研究者と共に冬のヨシ原のバイオマス調査に取り組み、ヨシの「高さ」「密度」「重さ」「太さ」「炭素量」を 3 年間にわたり測定し、蓄積したデータからヨシの炭素回収量を数値で示す手法を構築しました。これにより保全面積でしか評価できなかったヨシ刈り活動の効果が、全く新しい角度から数値評価が可能となったのです。この取り組みは、学識者で構成する滋賀県ヨシ群落保全審議会が高い評価をいただき、2019 年末には産学官で「刈り取り面積」×「ヨシ高さによる換算値」で CO<sub>2</sub>回収量を算出するツールを開発し、「ヨシ刈り活動による CO<sub>2</sub>回収量の算定ツール」として滋賀県ホームページで公開されています。これにより活動の低炭素社会づくりへの貢献が可視化され、琵琶湖の水の浄化や生物多様性の効果に加え、CO<sub>2</sub>を回収する気候変動の軽減と緩和にも貢献していることを証明することができるようになり、活動のモチベーションアップと広がりにつながる大きなプラス要因となりました。今後このツールを広めることで地域全体の活性化を図り、すでに全国で行われている森林カーボン回収制度に続き、他に類のない水辺バージョンのカーボン回収量認定制度の構築を目指しています。」これ私の思いですけど、出来たらなと思っています。

こういった文章を、一つの冊子にして、今、環境省のホームページに載っています。わかりづらいところにあるのですけども。3枚目ですけども、小泉環境大臣の受賞者に対してのコメントです。これも大事なこととは、真ん中ぐらいの「さて」のところですよ。

「さて、コロナと気候変動という2つの危機に直面する中、菅総理は所信表明演説において、「グリーン社会の現実」を政権の中心課題に位置付け、2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言されました。こうした時代の転換点において、私たちは、コロナ前の経済社会に戻るのではなく、より持続可能で強靱な経済社会へとリデザインしていかなければなりません。そのためには、「脱炭素社会への移行」「循環経済への移行」「分散型社会への移行」という「3つの移行」を加速させる必要があります。

グリーン社会に向けたリデザインを進めるためには、受賞者の皆様のような、企業やNGO、学校などあらゆる主体が取り組み、共同することが不可欠です。「受賞者フォーラム」において、皆様の取組を優良事例として紹介することで、より多くの方が脱炭素社会に向けて行動を加速する契機となることを期待しています。」というようなコメントいただきました。

私の振り返りですが、2017年、たしか32回審議会だと思いますが、「科学的な評価を基にした保全が必要だ」と意見が出されました。これは、いい意見だなと思ひまして、7月に脇田先生にお願いして付き添いいただき県庁に「バイオマス調査やっています。これを何とか利用しましょう」と、伺いました。

その時は、まだ、担当は琵琶湖政策課でして浅見さん、奥村さんと幡野さんで、そこに行きました。11月には京大の深町委員の方にもご相談に行かせていただきました。

2018年度は33回の審議会で、このバイオマス調査の報告をさせていただきました。そのときの審議会は3月でして、県の方で4月に異動があり、そこで、奥田さんと山田さんにお会いすることになりました。2018年からは、我々と滋賀県と琵琶湖博物館さんとで調査を続けてきました。

2019年には34回の審議会で、「ヨシ高さとしり取り面積でCO<sub>2</sub>回収量の算出する」という概要を説明させていただいて、昨年の35回の審議会で算定ツールの公開した流れになりました。振り返ってみたら4年たっていました。4年掛かって一つの取組が達成出来たと思っています。そのことが今回の受賞につながったのではないのかなと思っています。

(脇田委員)

ありがとうございます。

(太田委員)

一つ感じたのは、小さな活動ですけどね。この表彰は、多くの方々の知恵と協

同によって成し得たことだと思っております。過去にも、生物多様性とか水環境とか、いくつか賞をいただきましたけども、協同ではなかった。今回は、本当に協同で、賞がとれたかなと思っております。また、この審議会で、審議していただき、助けていただいたと思っております。ありがとうございました。

菅総理のコメントが書かれておりましたけれども、脱炭素になってきましたよね。低炭素から脱炭素になってきたのですよね。なかなか、脱炭素になると我々の力では難しいと思うのですけども、この炭素回収量の見える化、ヨシ原から炭素を回収できているのだということが、何かの価値になるのではないかと思います。やはり、私も年ですし、8年目になりますので、そろそろ引退かと思っているのですけども、滋賀県独自の何か価値みたいなのを作れるように貢献をさせてもらえればなと思っております。

(脇田委員)

ありがとうございました。というか、おめでとうございました。

<拍手>

こういう太田委員のような活動が、いろいろ出てくると、滋賀県は、もっとすばらしくなっていくなと思います。すいません。時間が大幅に過ぎているんですが、もう1点だけ、淡海環境保全財団のほうから、告知をお願いします。

(淡海環境保全財団：菊池氏)

お時間ない中、申し訳ありません。淡海環境保全財団の菊池と申します。本日お手元のほうに、こちらの緑色のチラシをお配りさせていただきました。今日、審議会のほうでも、ヨシをどういった形で活用していくのかということで、新しいアイデアが、必要なのではないかと議論がされていましたが、まさに、そういったテーマのシンポジウムになります。

2月20日に開催になりますが、先ほど佐野委員もおっしゃっていただきましたけれども、こちらの新潟の産業の方が、実は江州ヨシというのが、すごく高級でいいヨシだということで、新潟で琵琶湖のヨシの活用に取り組んでいらっしゃる方たちです。いろいろな方たちが、仕事で接点を持ちながら、新しい活用ができるのかということ、わいわいと話し合ってみたいと思いますので、お時間のある方は、足をお運びください。よろしく願いいたします。

(脇田委員)

私は入試でいけないんですけど、入学試験で残念です。頑張ってください。

それではですね、今日、いろいろ意見いただきました。ちょっと時間調整超過して本当に申し訳ございません。事務局におかれましてはですね、本日委員の皆様から出された意見やというのも十分にご検討いただきまして、また今後メールでもいろいろご提案とか、ご意見があろうかと思いますけども、そういうものを、反映したヨシ群落保全基本計画改定素案を修正していただいて、来年度の議

論について、つなげられるようお願いしたいと思います。

委員の皆様には熱心なご審議いただきましてありがとうございました。これ  
をもちまして議長の役を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(事務局)

長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。これをもちまして  
本日の審議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

(各々)

ありがとうございました。